

「ARIKA」事件

判決年月日 平成23年12月20日

事件名 平成21年(行ヒ)第217号 審決取消請求上告事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111220111305.pdf>

担当部 最高裁判所第三小法廷

【コメント】

- ・ 本件は，商標法50条1項に基づき商標の不使用を理由に商標登録を取り消すとした審決に対する審決取消請求訴訟の上告事件であり，原判決（知財高裁第2部）が審決を取り消す（商標の使用の証明あり）との判断をしたのに対し，本判決は，商標使用なしとして原判決を破棄し，審決取消請求を棄却しました。
- ・ 本件では，商標権者（被上告人・原告）の行為が指定役務35類「商品の販売に関する情報の提供」に該当するかが争点となりました。
 原判決は，概要，指定役務「商品の販売に関する情報の提供」が「他人のために行う役務」（他人の商品の広告等）であることを前提としても，原告（商標権者）の行為は他人のために行う役務にあたり商標使用ありと判示しました。
 これに対し，本判決は，指定役務「商品の販売に関する情報の提供」の意義につき，さらに「情報提供の相手方」という点で限定解釈を行ったうえ（商業等に從事する企業に対する情報提供であることを要し，エンドユーザーに対する商品紹介は含まない），不使用を認定しました。
- ・ 本判決は，指定商品・指定役務の意義の解釈手法につき，「商標法施行規則別表において定められた商品又は役務の意義は，商標法施行令別表の区分に付された名称，商標法施行規則別表において当該区分に属するものとされた商品又は役務の内容や性質，国際分類を構成する類別表注釈において示された商品又は役務についての説明，類似商品・役務審査基準における類似群の同一性などを参酌して解釈するのが相当である」と判示しました。
 このような指定商品・役務の意義についての解釈手法・判断枠組みは，同種の使用取消請求事件においても妥当するはずのものであり，（上記「商品の販売に関する情報の提供」の意義に関する部分とともに）先例的価値があると考えられます。

【参考裁判例 - 指定商品・役務の意義が争われた事例】

- ・ 東京高裁平成元年10月26日判決・判例時報1369号147頁（クリン事件）
- ・ 東京高裁平成2年3月28日判決・判例時報1358号132頁（祇園平八事件 上告審・最高裁平成4年6月26日判決も同旨）

【事例】

本件は，原告が有する商標登録について，被告が商標法50条1項に基づき，指定役務中「第35類広告，経営の診断及び指導，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，広告用具の貸与」につき不使用を理由とする取消審判請求をしたところ，特許庁が上記指定役務に関する商標登録部分を取り消す旨の審決をしたので，原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，原告が上記取消審判請求の予告登録日たる平成19年4月4日の前3年以内である平成16年4月4日から平成19年4月3日までの間に，取消請求を受けた指定役務部分について本件商標を使用したことがあるか（商標法50条2項本文），である。

原告（被上告人）は，自社のウェブサイトにおいて，自社が開発に携わりAが販売するゲームソフト及び自社が開発したゲームソフトに用いられた楽曲を収録したBの販売する

音楽CDにつき，本件商標とともにその発売日，価格等を表示していた。

原判決（知財高裁平成21年3月24日判決 平成20年（行ケ）第10414号は，かかる行為をもって，原告は「商品の販売に関する情報の提供」の役務に関し本件商標を使用していたと認定し，審決を取り消した。

（本件商標 第4548297号）



【判決の概要】

「 商標法施行規則別表において定められた商品又は役務の意義は，商標法施行令別表の区分に付された名称，商標法施行規則別表において当該区分に属するものとされた商品又は役務の内容や性質，国際分類を構成する類別表注釈において示された商品又は役務についての説明，類似商品・役務審査基準における類似群の同一性などを参酌して解釈するのが相当であるということができる。」

「 政令別表第35類は，その名称を「広告，事業の管理又は運営及び事務処理」とするものであるところ，上記区分に属するものとされた省令別表第35類に定められた役務の内容や性質に加え，本件商標登録の出願時に用いられていた国際分類（第7版）を構成する類別表注釈が，第35類に属する役務について，「商業に従事する企業の運営若しくは管理に関する援助又は商業若しくは工業に従事する企業の事業若しくは商業機能の管理に関する援助を主たる目的とするもの」を含むとしていること，「商品の販売に関する情報の提供」は，省令別表第35類中の同区分に属する役務を1から11までに分類して定めているうちの3において，「経営の診断及び指導」，「市場調査」及び「ホテルの事業の管理」と並べて定められ，類似商品・役務審査基準においても，これらと同一の類似群に属するとされていることからすれば，「商品の販売に関する情報の提供」は，「経営の診断及び指導」，「市場調査」及び「ホテルの事業の管理」と同様に，商業等に従事する企業の管理，運営等を援助する性質を有する役務であるといえる。このことに，「商品の販売に関する情報の提供」という文言を併せて考慮すれば，省令別表第35類3に定める「商品の販売に関する情報の提供」とは，商業等に従事する企業に対して，その管理，運営等を援助するための情報を提供する役務であると解するのが相当である。そうすると，商業等に従事する企業に対し，商品の販売実績に関する情報，商品販売に係る統計分析に関する情報などを提供することがこれに該当すると解されるのであって，商品の最終需要者である消費者に対し商品を紹介することなどは，「商品の販売に関する情報の提供」には当たらないというべきである。

「 そこで，本件各行為について検討すると，前記事実関係によれば，本件各行為は，被上告人のウェブサイトにおいて，被上告人が開発したゲームソフトを紹介するのに併せて，他社の販売する本件各商品を消費者に対して紹介するものにすぎず，商業等に従事する企業に対して，その管理，運営等を援助するための情報を提供するものとはいえない。したがって，本件各行為により，被上告人が本件指定役務についての本件商標の使用をしていたということとはできない。」

以上

〔文責：山崎 道雄〕